甲府ブランド（食品部門・クラフト系部門）認定審査基準

【審査基準】

甲府ブランド認定要綱（以下「要綱」という。）第２の(1)及び(2)について、要綱第５に規定する甲府ブランドとして認定するための審査基準を、次のとおり定める。

１　共通認定基準

甲府市の資源と個性を活かした優れた地域産品を「甲府ブランド」として認定するため、次の要件を基準とする。

（１）甲府らしさ

① 甲府市にちなんだ物語性や伝承等を持っている。

② 特色ある品種や技術、又は品質、味、デザイン等の特性において独自性や新規性が認められる。

（２）産地等

①～④のいずれか１つと⑤に該当することを条件とする。

① 甲府市で生産されたもの。

② 甲府市で生産された素材を主原料として使用したもの。

③ 甲府市の特徴的なものとして相当程度認識されたもの。

④ 商品等の付加価値を高めるための重要な要素が甲府のイメージを向上させるもの。

⑤ 事業者の居所若しくは事業所が市内である、又は市の産業振興に寄与する関係団体若しくはその構成員である。

（３）品質と価格

① 特性「品質・味（食品の場合のみ）・外観等」に優れている。

② 品質に見合う価格が設定されている。

（４）販路

販路が確立されており、規模・効果が広い範囲にわたることが期待できる。

（５）安全安心

① 商品等として確立した生産技術の実績がある。

② 品質管理体制が整っている。

③ 品質の情報が開示されている。

④ 生産体制が確立しており、継続的に生産・販売が可能である。

２　個別商品等に係る基準

共通認定基準に加え、商品等の種別によっては、その特性に応じた個別の基準を定めることができる。

個別商品等に係る基準については、認定審査会において必要に応じ定めるものとする。

３　認定事業者に係る基準

「甲府ブランド」の認定に際し、次の要件を認定事業者に係る基準として考慮し、認定を行うものとする。

① 地域経済活性化を目的とした「甲府ブランド」を理解し、相互に協力し、認定品の育成・ＰＲに貢献しようとする連帯感があること。
② 新製品開発や販売力の向上に対する旺盛な意欲があること。
③ 品質の向上や安全・安心の確保に高い意識を持ち、生産者・製造者責任に基づく誠実な対応ができること。

附 則
この基準は、平成２５年４月１日から実施施行する。
附 則
この基準は、平成２７年４月１日から実施施行する。
附 則
この基準は、平成２７年１０月１日から実施施行する。